

# 平成25年度介護保険適正運営協議会資料

平成25年7月23日  
保険部介護保険課

## もくじ

1 介護保険事業の状況について	.....	1
2 苦情・相談等の状況および主な苦情と対応について	.....	3
3 介護サービス提供に係る事故報告件数について	.....	5
4 介護保険料について	.....	6
5 給付適正化について	.....	7
6 実地指導の状況	.....	8

# 1 介護保険事業の状況について

表1 全人口・高齢者人口

(単位:人)

年度	全人口	40～64歳人口	人口比	高齢者人口	人口比
22年度末	480,397 人	154,666 人	32.2 %	106,001 人	22.1 %
23年度末	481,723 人	154,954 人	32.2 %	109,604 人	22.8 %
24年度末	482,456 人	153,892 人	31.9 %	114,424 人	23.7 %
対前年度比(H23→H24)	100.2%	99.3%	—	104.4%	—

表2 要介護認定状況

(単位:人)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
22年度末	2,858	3,562	3,884	3,661	2,480	2,487	2,169	21,101
23年度末	3,246	3,794	4,040	3,773	2,585	2,487	2,194	22,119
24年度末	3,473	4,310	4,303	3,935	2,766	2,556	2,188	23,531
対前年度比(H23→H24)	107.0%	113.6%	106.5%	104.3%	107.0%	102.8%	99.7%	106.4%

(人)

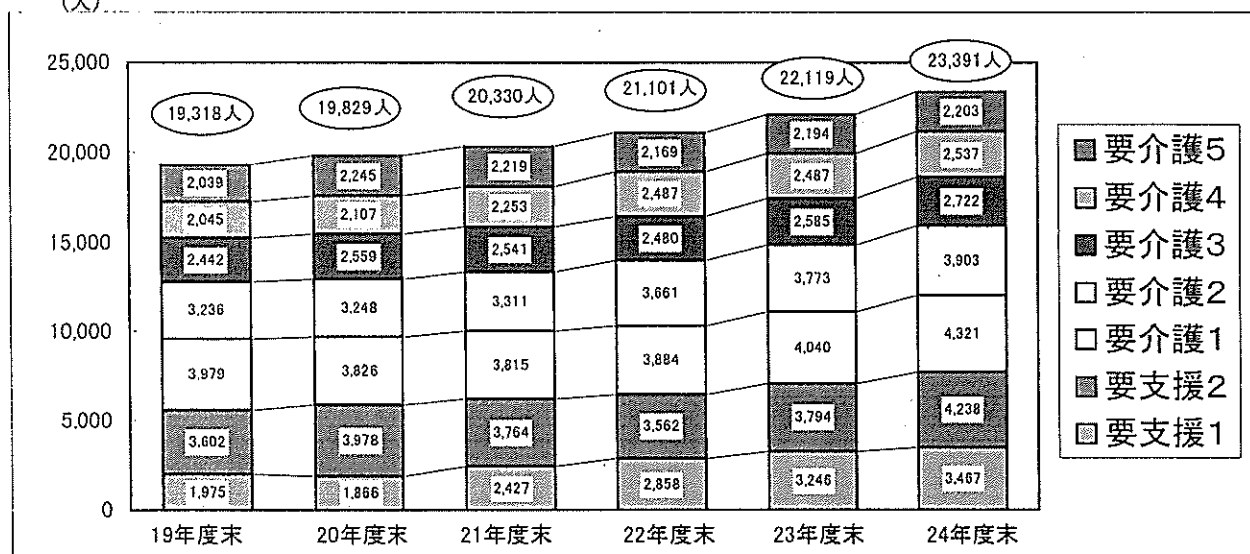


表3 サービス受給者実績

(単位:人)

年度	対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
22年度	居宅	1,707	2,490	2,909	2,810	1,553	1,110	682	13,261
	地域密着型	18	29	296	317	336	240	153	1,389
	施設	0	0	157	298	505	930	1,047	2,937
	計	1,725	2,519	3,362	3,425	2,394	2,280	1,882	17,587
23年度	居宅	1,911	2,748	3,040	2,845	1,606	1,144	734	14,028
	地域密着型	26	29	338	363	377	291	160	1,584
	施設	0	0	182	353	549	933	1,002	3,019
	計	1,937	2,777	3,560	3,561	2,532	2,368	1,896	18,631
24年度	居宅	2,017	2,926	3,203	2,969	1,741	1,144	778	14,778
	地域密着型	28	49	368	420	461	297	215	1,838
	施設	0	0	187	349	547	984	998	3,065
	計	2,045	2,975	3,758	3,738	2,749	2,425	1,991	19,681
対前年度比(H23→H24)	105.6%	107.1%	105.6%	105.0%	108.6%	102.4%	105.0%	105.6%	

表4 保険給付費実績

(単位:百万円)

年度	居宅サービス費	地域密着型サービス費	施設サービス費	高額介護サービス費	特定入所者介護サービス費	審査支払手数料	合計
22年度	14,214	3,276	9,225	472	916	44	28,147
23年度	15,061	3,724	9,430	564	959	40	29,778
24年度	15,684	4,382	9,414	607	1,036	41	31,164
対前年度比(H23→H24)	104.1%	117.7%	99.8%	107.7%	107.9%	103.4%	104.7%

(百万円)

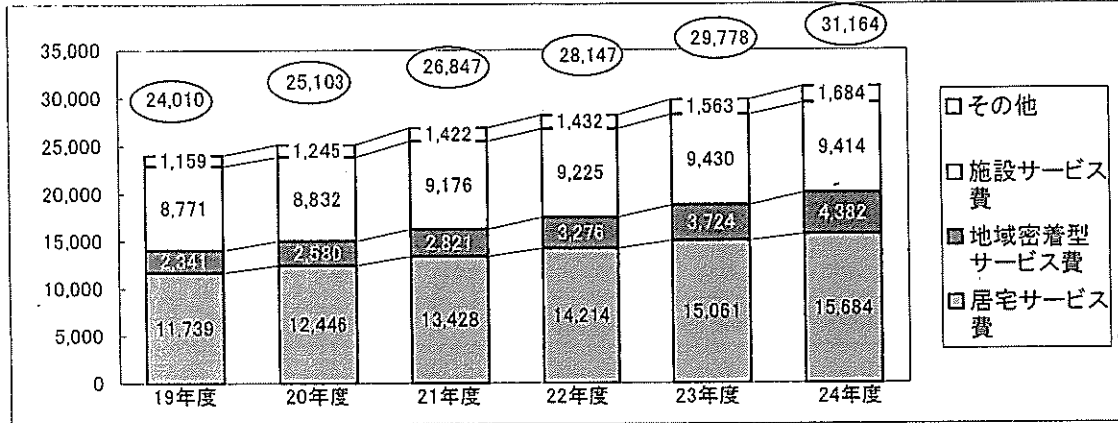


表5 地域支援事業費実績

(単位:千円)

年度	介護予防事業費	包括的支援事業・任意事業費	合計
22年度	203,270	488,288	691,558
23年度	211,818	516,872	728,690
24年度	206,221	539,313	745,534
対前年度比(H23→H24)	97.4%	104.3%	102.3%

表6 保険料収納状況

(単位:千円)

23年度	保険料		調定額	収納額	収納率
	現年	特別徴収	5,317,642	5,317,642	100.0%
	普通徴収	575,947	501,683	87.1%	
	計	5,893,589	5,819,325	98.7%	
	滞納繰越分	154,059	26,397	17.1%	
	合計	6,047,648	5,845,722	96.7%	

24年度	保険料		調定額	収納額	収納率
	現年	特別徴収	6,349,932	6,349,932	100.0%
	普通徴収	786,428	694,322	88.3%	
	計	7,136,361	7,044,255	98.7%	
	滞納繰越分	146,153	25,169	17.2%	
	合計	7,282,514	7,069,424	97.1%	

## 2 苦情・相談等の状況および主な苦情と対応について

### (1) 苦情・相談等の状況

#### ①区分別

(単位:件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
問い合わせ	8,655	6,938	6,703	6,697	6,700	4,780	5,571
照会	148	157	67	158	161	117	108
相談	1,029	626	454	431	504	886	770
苦情	895	455	419	163	111	179	253
要望・その他	1,021	1,264	579	849	1,046	1,105	1,569
合計	11,748	9,440	8,222	8,298	8,522	7,067	8,271

#### ②内容別

(単位:件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
要介護認定	3,914	2,974	2,353	3,303	3,852	3,458	3,945
ケアプラン	384	274	91	100	90	39	43
サービス	2,135	1,780	1,125	1,474	1,434	1,181	1,520
利用者負担	193	72	72	94	107	51	30
保険料	4,318	3,380	3,493	2,368	2,142	1,300	1,769
その他	804	960	1,088	959	897	1,038	964
合計	11,748	9,440	8,222	8,298	8,522	7,067	8,271

#### ③苦情の分類

(単位:件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
要介護認定	64	41	27	20	22	41	29
ケアプラン	9	2	1	2	1	0	20
サービス	61	3	27	15	27	31	32
利用者負担	4	2	2	1	1	0	4
保険料	732	335	328	113	43	81	120
その他	25	72	34	12	17	26	48
合計	895	455	419	163	111	179	253

\* 介護保険料は3年毎に見直しを行うことになっており、平成18年度、平成21年度、平成24年度に介護保険料の改定を行っています。

	18から20年度	21から23年度	24から26年度
保険料	4,760円	4,700円	5,430円

主な苦情と対応(平成24年度)

分類	具体的内容	相談者	対応
要介護認定	介護度が4から3になった。以前の主治医の悪意に違いない。(言語不明瞭。雑音とも入り、一方的に元的主治医の苦情を言われる。)	被保険者本人	現在入院中で介護保険のサービスは利用していない。認定結果は医師の意見書だけで決まっているわけではない。意見書、調査票、コンピューターの一次判定、審査会の二次判定を経て、決まることをお話しする。現在のサービスを利用する際に認定が現状と、かけ離れサービスが不足する場合は変更申請も出来るので、まず介護しておられるご主人、現在の主治医と相談して下さるようにお話すると、わかりましたとの事。
サービスに関する内容	介護サービス費のお知らせが来たが、居宅支援の料金が高すぎる。カレンダー1枚持つてくるだけなのに。	配偶者	調整や担当者会議、保険請求など利用者さんに見えない仕事も多いことをお話しする。話を聞いてみたら納得もいったが、この通知ではそれが伝わらないと言われる。訪問介護が載っているがこれは何か?と言われ、乗降介護を利用されている旨をお伝えする。サービスの内容の詳細についてはケアマネに確認されるようお話しする。障がいのタクシー券は通院に限られており、カラオケや買い物にはいけない。予算やニーズ、公平性を考えれば全てを福祉で賄うことは出来ないが、通所介護を利用されているので、その場でカラオケを含め、様々なアクティビティーをされていると思う。と、お話をすると「確かにそうである」と言われた。
	要支援1の認定有。介護ベットをレンタルしたいとケアマネに頼んだが聞き入れてくれない。	被保険者本人	介護度の低い方の福祉用具レンタルについては主治医の判断。担当者会議などを経て、ケアマネジャーに規定の書類を提出いただいてから決定される。自立支援に支障がないか確認したり、限度額などのルールもあるので今一度、ケアマネと話し合っしてほしいと伝える。
	①介護給付費の通知をもらったが居宅支援とは? ②2月に一度、利用票を置いていただけなのにこんなに保険から支払われるのは納得いかない。	被保険者本人	①ケアマネジャーに支払われるケアプラン代であり、利用者様のご負担はないことをお伝えする。 ②ケアマネさんには担当者会議、アセスメント、モニタリング、保険請求など様々なお仕事があることをお話しする。困難な事例も献身的に尽くされるケアマネさんもおられることをお話しする。また、これは事業所に支払われる金額であり、全てケアマネが給与としていただくわけでないことをお話しする。
保険料	10月に2回保険料を引かれた。	被保険者本人	10/1に口座振替されたものは9月分の介護保険料。10月分から特別徴収開始となったことをお話しする。
	同じ年で同じ時期に定年退職して年金ほぼ同じなのに介護保険料が倍近く違う。こんなに違うなら納めたくない。	被保険者本人	本人の金額について説明。友人については調べられない。何か控除で非課税になっている可能性があることを伝える。友人本人から聞いていただければ確認できることを伝える。

3 平成24年度 介護サービス提供に係る事故報告件数について

(H24. 4. 1~H25. 3. 31発生分)

サービスの種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合 計						
	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリテーション	福祉用具貸与	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型施設							
合計	3	2	54	2	15	46	4	4	19	194	2	8	107	2	124	1	145	2	7	732	9	
年齢	40~64歳			3	1					1			2		2		3			11	1	
	65~74歳			2	2		5	1	2	4	6		3	1	9		9			43	1	
	75~84歳	1		20	6		11		2	9	69		34	1	40	1	37	1	3	232	3	
	85~94歳	1	2	28	1	6	22	3		6	105	2	6	59	64	74	1	3		379	4	
	95歳~	1		1	1		8				13		2	9	9	22		1		67		
発生場所	居室	1	2	2	1		29	1		7	97	2	4	66	2	79	1	74	1	5	368	6
	廊下				1		1	2		1	13		1	6	10	22					57	
	トイレ			2	2		2		1	1	15			6	5	5					39	
	食堂			4	2	2	8			4	35		1	10	18	27					109	2
	風呂・脱衣所			6	1		1			1	11			3	3	3					29	
	施設内			8	2		1		1		6		1	2	1						22	
	屋外	1		8	1		3				4			3	5	2					27	
	その他	1		24	5		1	1	2	5	13		1	10	3	11	1	2			79	1
	不明													1		1					2	
種別	転倒	1	1	27	8		35	3	2	12	139		4	78	84	96		1		491		
	転落	1		1	2		6	1		2	12			9	16	10				60		
	誤嚥・異食			4	2	1					5	1	1	1	2	3	1			17	4	
	感染症										1			1		2				4		
	その他	1	1	21	4		5		2	5	36	1	3	17	2	20	1	29	1	5	149	5
	不明			1							1			1	2	5	1			11		
症状	骨折		2	13	6		16	2	1	10	63		3	53	63	64		6		302		
	打撲・捻挫	1		9	2		13	1	1	3	38		1	19	20	26		1		135		
	切傷・擦過傷	2		5	2		6	1		3	15			4	14	15				67		
	誤嚥										1		1		1	1				4		
	感染症										2					1				3		
	死亡			2	2						2	2		2	2	1	1	2	2		9	9
	異常なし			13	4		5			1	35			12	12	13				95		
	その他			12	1		6		2	2	38		3	17	13	23				117		

※ 平成23年度の事故報告件数は、691件(うち、死亡7件)。

※  部分は、死亡の件数。

#### 4 第5期介護保険料 段階別の保険料額

新段階	対象者	保険料率		第5期保険料 年額 (月額)	対前期 差額 率	前期保険料		
		国の標準	倉敷市			年額 (月額)	保険料率	段階
1	高齢福祉年金受給者で世帯 全員が市町村民税非課税  生活保護の受給者	基準額×0.5	基準額×0.5	32,580円 (2,715円)	4,380円  15.5%	28,200円 (2,350円)	基準額×0.5	1
2	本人の前年中の 合計所得金額と課 税年金収入額の 合計額が80万円 以下	基準額×0.5	基準額×0.5	32,580円 (2,715円)	4,380円  15.5%	28,200円 (2,350円)	基準額×0.5	2
3	本人及び 世帯全 員が市 町村民 税非課 税  本人の前年中の 合計所得金額と課 税年金収入額の 合計額が80万円 超120万円以下	基準額×0.75	基準額×0.65	42,360円 (3,530円)	2,880円  7.3%	39,480円 (3,290円)	基準額×0.7	3
4	本人の前年中の 合計所得金額と課 税年金収入額の 合計額が120万 円を超える		基準額×0.7	45,620円 (3,802円)	6,140円  15.5%			
5	本人が 市町村 民税非 課税で 世帯の だれか が課税	基準額	基準額×0.85	55,390円 (4,616円)	7,450円  15.5%	47,940円 (3,995円)	基準額×0.85	4
6	本人の前年中の 合計所得金額と課 税年金収入額の 合計額が80万円 を超える		基準額	65,160円 (5,430円)	8,760円  15.5%	56,400円 (4,700円)	基準額	5
7	本人の前年中の 合計所得金額が 125万円未満	基準額×1.25	基準額×1.15	74,940円 (6,245円)	10,080円  15.5%	64,860円 (5,405円)	基準額×1.15	6
8	本人の前年中の 合計所得金額が 125万円以上 190万円未満		基準額×1.25	81,450円 (6,788円)	10,950円  15.5%	70,500円 (5,875円)	基準額×1.25	7
9	本人が 市町村 民税課 税  本人の前年中の 合計所得金額が 190万円以上 400万円未満	基準額×1.5	基準額×1.5	97,740円 (8,145円)	13,140円  15.5%	84,600円 (7,050円)	基準額×1.5	8
10	本人の前年中の 合計所得金額が 400万円以上 600万円未満		基準額×1.75	114,030円 (9,503円)	18,150円  18.9%	95,880円 (7,990円)	基準額×1.7	9
11	本人の前年中の 合計所得金額が 600万円以上		基準額×2.0	130,320円 (10,860円)	34,440円  35.9%			



## 5 介護給付適正化について

### (1) 要介護認定の適正化

#### ① 認定調査状況チェック

変更・更新認定申請における保険者職員による認定調査を実施している。(遠隔地を除く)

#### ② 認定審査会

国が作成した介護認定審査会平準化マニュアルの活用等を行っている。

### (2) ケアマネジメント等の適切化

#### ① ケアプランチェック

- ・ 要介護認定の更新申請時にケアプラン(居宅サービス計画)の提出を求め、職員(介護支援専門員)による内容確認及び照会・確認結果等に基づく助言指導により、適切なプランへの位置付け・適正なサービス利用の確保を図る。

\*状況・・・1月あたり約390件のケアプランを確認

#### ② 住宅改修・福祉用具に関する調査(点検)

##### 1) 住宅改修

事前申請時又は住宅改修完成時において、保険給付として適正な改修か、事前申請どおりの改修か、などの点について疑義がある場合に、現地確認を行う。

##### 2) 福祉用具

使用が想定される状態像であるか、保険給付として適正な貸与・販売であるか、などの点について疑義がある場合、利用者や事業者等に確認を行う。また、軽度者に対する対象外種目の貸与についても、必要な理由を書面やヒアリングにより確認する。

### (3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

#### ① 医療情報との突合・縦覧点検・・・国保連合会 介護給付適正化システムの活用

- ・ 介護給付情報と医療情報の算定整合性の点検により、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りに関しては過誤調整を指導する。
- ・ 複数月の介護報酬請求明細書における算定回数の限度確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を点検し、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りについては過誤調整を指導する。

#### ② 介護給付費通知

受給者ごとにサービス利用実績を定期的にお知らせし、サービス提供の有無、費用額、利用者負担額に間違いはないか等の確認を促し、疑義があるサービス実績等を保険者に申し出てもらうことにより、架空・過剰請求などの不正・不適正事例の発見の契機となり得るもの。

実施状況

平成14年度(平成15年3月から開始)

( 継続実施中 )

※24年度の状況等

発送	6月	9月	12月	3月	計
件数	17,802	18,103	18,326	18,545	72,776
利用月	1~3月利用分	4~6月利用分	7~9月利用分	10~12月利用分	(12ヵ月分)
問い合わせ	8	11	10	12	41

## 6 実地指導の状況等について

区分		実地指導件数		指摘件数		
		平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	
介護保険サービス事業所	居宅サービス事業所	訪問介護	22	-	59	-
		訪問看護	2	-	9	-
		通所介護	35	-	75	-
		短期入所生活介護	1	-	1	-
		特定施設入居者生活介護	3	-	5	-
		福祉用具貸与	4	-	2	-
		特定福祉用具販売	4	-	1	-
		小計	71	-	152	-
	地域密着型サービス事業所	認知症対応型共同生活介護	17	44	36	90
		認知症対応型通所介護	0	16	0	10
		小規模多機能型居宅介護	7	14	16	25
		介護老人福祉施設	4	1	12	4
		小計	28	75	64	129
	居宅介護支援事業所		13	-	7	-
	介護老人福祉施設		9	-	10	-
	介護老人保健施設		0	13	0	16
	介護予防支援事業所		0	13	0	1
	計		121	101	233	146

実地指導とは別に、平成25年2月27～3月1日に既存の介護サービス事業者をはじめ開設予定事業者等を集めて集団指導を実施

地域密着型サービス事業者向け集団指導参加状況

案内数	参加数	参加率
800	756	94.50%